

104条 有限責任

326条 I

株式と合名会社の違い

25 I ① 発起設立

I ② 募集設立

27 定款に絶対記載

28 ☆ 現物出資

34、63 現物出資を発起人に限る

208 IV 募集発行株式発行では、発起人に限定されない

28 ② 財産引受 → 実質的に現物出資と同様の危険

④ 設立費用 預合いと見せ金 (945、963 I)

払込取扱機関から → 預合い (払込取扱機関の責任あり 64) 無効

払込取引機関ではないところから → 見せ金 → 無効

株式：定義

109条 株主平等原則：根拠、内容、違反の効果 論：株主優待制度

そのほかにも、105条、454条、504条3項、308条1項

・剰余金の配当、454条3項

利益供与 (120条)：趣旨、範囲、違反の効果

→ モリテックス事件、論：財産上の利益 (QUO カード) に当たるか。

判例たくさん

120条4項但書、かっこ書

120条が出たら、取締役の過失責任、無過失責任も論点になる。

株式譲渡：原則自由、ただし制限あり

127、自由にできる、理由：有限責任、払い戻しの不可、

払い戻しできないから、誰かに譲渡することができる。誰が持つてようが、個性はない。

制限あり、法律、契約、定款

P26、法律による制限、①時期②子会社による親会社株式取得③自己株式所得

52：大事

株主名簿、論：失念株

募集資金の発行等

資金調達、追加の株式、社債という方法もある。

2条5号：公開会社、非公開会社

全部の譲渡の制限を設けていたら、非公開会社

会社67改

公開会社：199条2項、201条1項

非公開会社：199条2項、309条2項5号

309条2項の暗記

既存株主の保護

→発言力が薄まることに対して、持ち株比率の維持の利益については保証しない。公開会社は、定款から最初からわかる。非公開会社でも、募集株式の発行等については、株主総会で意見を言う場がある。210条：募集株式の問題が出たら、基本的にはこれ。著しく不公正な方法による、発行等の場合の差し止め請求。

株式発行に関する訴訟

発行の効力自体を争う

事前・新株式発行の差し止め：210条

…取引安全はまだ問題にならない。

→会社は、一度進んでしまったら、過去に戻ることは難しい。

事後・新株式発行の無効：828Ⅰ②、Ⅱ②

・不存在確認の訴え：829①

経済的不利益の回復

・212、847Ⅰ

・213、847Ⅰ（株主代表訴訟）

会社74改：主要目的ルール

210条1号：法令または定款に反した場合。2号：著しく不公正な場合。著しく不公正な場合とは何？

主要目的ルールで考える。

・主要目的ルール

資金調達目的はOKだけど、

「支配権維持」目的にあたる場合、著しく不公正であるといえる。

企業価値の毀損

著しい損害（回復し難い損害）

派生して、新株予約権に関する判例（日本放送事件）主要目的ルールが適用される。

支配権維持が主要目的であっても、株主全体の利益保護（敵対買収者が、支配権取得が会社に回復し難い損害があることを会社が立証することができる場合）の場合であれば、著しく不平等とは言えない。

109条の株主平等原則違反についても関係してくる。

無償割当の裁判例

会社72改「特に有利な金額」：199条3項

210条1号：特に有利な金額である場合、特別決議が必要なのに、特別決議を経ていない場合→法令違憲

法令や定款に違反した場合。法令違反：特に司法試験で出る。公開会社が特に有利な…201条1項→199条3項「特に有利な金額である場合」、199条2項

P41

p42 会社116改、会社81改

発行されたら、取引安全で有効

会社80改

募集株式の差止め請求を無視して、発行した場合→無効

新株予約権247条（ニッポン放送事件）

210条も適用できるかどうか…論点 or 裁判例がある。

423、429、847

損害賠償

⑥⑦⑧

423、120（利益供与）、462（タコ配当：取締役が違法に配当を受けている）条